

議案第 57 号
議決第 号

始良市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件

始良市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正したい。よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 3 日
始良市長 湯元 敏浩

始良市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

始良市立図書館の設置及び管理に関する条例（平成 22 年始良市条例第 204 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表加治木図書館の項中「始良市加治木町仮屋町 250 番地」を「始良市加治木町本町 253 番地」に改める。

附 則
（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 2 月 1 日から施行する。
（始良市視聴覚ライブラリー設置条例の一部改正）
- 2 始良市視聴覚ライブラリー設置条例（平成 22 年始良市条例第 206 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条の表加治木視聴覚ライブラリーの項を削る。